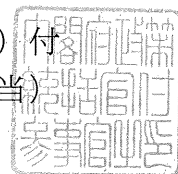




府政防第 421 号  
平成 29 年 3 月 29 日

一般社団法人日本建設業連合会防災担当者 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（普及啓発・連携担当）



融雪出水期における防災態勢の強化について（通知）

融雪出水期における雪崩等への警戒避難態勢の強化については、既に「融雪出水期における防災態勢の強化について」（平成 29 年 3 月 8 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって、防災態勢の一層の強化をお願いしたところです。

今般、栃木県那須町において、登山研修中の高校生等が雪崩に巻き込まれ、8 名が亡くなり、40 名が負傷するなどの被害が発生しました。

関係機関におかれましては、先般発出した「融雪出水期における防災態勢の強化について」の通知の主旨を踏まえ、下記について特に徹底を図るとともに、貴管下関係機関に改めて周知し、万全を期していただきますようお願いいたします。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めるとともに、雪崩等の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS 等）等により提供された情報を活用し情報の伝達に当たっては、多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し、住民等に早い段階から確実に伝達すること。

2. 警戒避難態勢の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難態勢の強化を図ること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等について

は、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

#### 4. 災害即応態勢の確立

雪崩等による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報などの被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。

また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底するなど、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

以上

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（普及啓発・連携担当）付

担当：山口、田村

電話：03-3502-6984

FAX：03-3581-7510